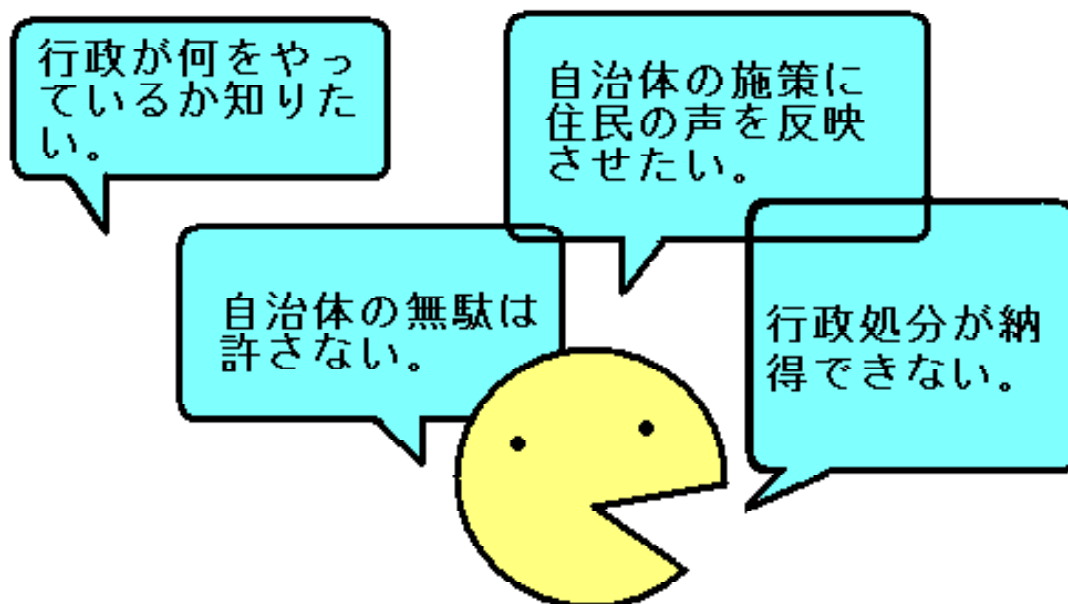


身近な行政を「変えたい」「チェックしたい」「動かしたい」

## 「草の根自治」の手引き



鳥取県総務部県民課

# 目 次

(ページ)

## 1 草の根自治とその手法の概要

(1)「草の根自治」とは	1
(2)「草の根自治」の手法	1
(3)具体的な手法のあらまし	1
公開情報の入手	1
必要な情報の開示請求	2
行政に働きかける	2

## 2 草の根自治の手法

(1)情報公開	4
(2)請願と陳情	5
(3)住民監査請求制度	7
(4)条例の制定・改廃の直接請求	9
(5)不服申立て制度	12
(6)訴訟制度	14
(7)議会の解散請求及び議員、首長、主要公務員の解職請求	16

## 3 具体的な相談事例

### (1)行政の施策への働きかけ

事例 1 迷惑施設の建設阻止のための活動について(1)	17
事例 2 迷惑施設の建設阻止のための活動について(2)	18
事例 3 迷惑店舗の出店計画阻止のための活動について	19

### (2)行政の支出内容への働きかけ

事例 4 補助金で取得した農作業機械の不当な使用について	21
事例 5 住民監査請求が棄却されたときの対応について	22

### (3)議会活動に関する働きかけ

事例 6 議会の全員協議会の公開について	24
事例 7 議員削減条例制定の直接請求について	25
事例 8 議員報酬日当化条例等の直接請求について	26

**発行の記録**

平成20年10月発行

平成21年11月改訂

平成22年 4月改訂

草の根自治についてのご相談は、

鳥取県総務部県民課

草の根自治支援・企画担当 までご連絡ください。

電 話:0857-26-7848

ファクシミリ:0857-26-8112

e-mail:kusanone@pref.tottori.jp